

告示様式第 1 号（告示第 4 条関係）

（表）

久留米市小規模修繕契約希望者登録申請書

年 月 日

久留米市長

久留米市企業管理者 宛て

久留米市（久留米市企業局）が発注する小規模修繕について、久留米市小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱（平成 16 年久留米市告示第 97 号）の内容を承知の上、登録名簿への登録を申請します。

また、申請書に記載した代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないことを確認するため、下記の情報について福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

所在地	〒 久留米市		小 学 校 区
フリガナ			使用印
商号又は名称			
フリガナ			
代表者職氏名			
生年月日（性別）	年 月 日生（男 ・ 女）		
電話番号			携帯電話番号
FAX 番号			

※ 使用印欄には、見積書、請求書等に使用する代表者印を押印してください。法人の場合は商号と代表者役職が刻印されたもの、個人の場合は代表者個人の印とします。屋号のみが刻印されたものや屋号と代表者印が併せて刻印されたもの等は、使用できません。

希望業種（希望する順に 3 業種以内）

番号	希望業種	具体的業務内容	資格、免許等を有する場合は、その種類、名称等	経験年数
1				年
2				年
3				年

※ 希望業種の履行に際して、資格、免許等が必要な業種については、その資格、免許等の種類、名称等を記入し、これらを有することを証明する書類の写しを添付してください。

(裏)

小規模修繕の種類及び具体例

No.	業種	修繕の例示
1	大工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕等
2	左官	左官修繕、モルタル修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕、吹き付け修繕、ブロック・レンガ積み、タイル張り等
3	電気	構内電気設備修繕（電話交換機、光ケーブル等の通信設備を除く。）、照明設備・照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤・配電盤修繕（高圧受電設備を除く。）等
4	管	空調・換気設備修繕（広範囲を対象とするものを除く。）、給排水・給湯設備修繕、厨房設備修繕（給食室用特殊機器を除く。）、水洗便所設備修繕、ガスパイプ配管修繕、ダクト修繕等
5	ガラス	ガラス取付け等
6	板金	板金加工取付け修繕、建築板金修繕等
7	建具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等
8	塗装	塗装、ライニング、布張り仕上、路面表示等
9	内装	インテリア修繕、天井仕上修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕等
10	畳	畳張り替え等

役員等調書及び照会承諾書

（宛て先）

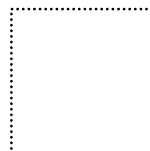
久 留 米 市 長

久留米市企業管理者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏 ガナ 名	生年月日

【注意事項】

- 1 法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている代表者以外の役員（監査役を含む。）の方全員について、記載してください。
- 2 この調書に記載された全ての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市暴力団排除条例に基づいて実施する暴力団排除のための措置を目的として使用するものです。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

誓 約 書

年 月 日

久 留 米 市 長

久留米市企業管理者 殿

本 社 （ 店 ） 住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

実印

私は、久留米市が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、暴力団排除に係る条項を含む契約を締結することを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
 - (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 久留米市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 4 第1項各号に該当する者を下請負人（直接下請負人としていない場合を含む。）としていて、久留米市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

第1項第10号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。
「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

告示様式第3号(告示第6条関係)

久留米市小規模修繕契約希望者登録(変更・廃止・削除)届出書

年 月 日

久留米市長

久留米市企業管理者 宛て

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

下記のとおり(登録事項を変更した・事業を廃止した・登録を削除したい)ので、届け出ます。

記

変更の内容	(変更前) (変更後) (変更年月日) 年 月 日
事業廃止年月日	年 月 日